

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

令和元年度第2回会議次第

1 開 会

2 個人情報取扱業務等の登録について（諮問）

3 その他

4 閉 会

上越市情報公開・個人情報保護制度等審議会

会長 大森康正様

上越市長 村山秀幸

上越市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

上越市個人情報保護条例の規定に基づき、下記の業務の登録について諮問します。

記

- 1 マイナンバーカード申請・取得状況調査業務（人事課）【業務登録】
- 2 保育所入園運営に関する業務
 - (1) 子ども・子育て支援給付認定・保育所運営業務（保育課）【業務登録変更】
 - (2) 子ども・子育て支援給付認定・保育所運営業務ほか17件の業務（保育課ほか）【目的外利用登録変更】
 - (3) 戸籍に関する業務（市民課）【目的外利用登録】
 - (4) 児童扶養手当業務（こども課）【目的外利用登録】
 - (5) 療育手帳業務ほか2件の業務（福祉課）【目的外利用登録】
 - (6) 特別児童扶養手当業務（福祉課）【目的外利用登録】
 - (7) 子ども・子育て支援給付認定・保育所運営業務（保育課）【外部提供登録変更】
- 3 人・農地プランに関する業務
 - (1) 人・農地プラン業務（農政課）【業務登録変更】
 - (2) 農地台帳整備業務（農業委員会事務局）【目的外利用登録】

4 私立幼稚園入園運営に関する業務

- (1) 私立幼稚園等入園運営業務（教育総務課）【業務登録変更】
- (2) 私立幼稚園等入園運営業務ほか3件（教育総務課ほか）【目的外登録変更】
- (3) 戸籍に関する業務（市民課）【目的外利用登録】
- (4) 児童扶養手当業務（こども課）【目的外利用登録】
- (5) 療育手帳業務ほか2件の業務（福祉課）【目的外利用登録】
- (6) 特別児童扶養手当業務（福祉課）【目的外利用登録】
- (7) 私立幼稚園等入園運営業務（教育総務課）【外部提供登録変更】

個人情報業務登録票（諮問）

課 名 人事課

業務の名称	マイナンバーカード申請・取得状況調査業務
収集の目的	国及び県が実施する「マイナンバーカードの申請・取得状況の把握」などの調査に回答するため (根拠法令：)
収集する個人情報項目	氏名、人的関係、所属、医療保険情報、マイナンバーカードの取得状況、マイナンバーカードの申請状況及び申請手段
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：) <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等 () <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（共済組合員、新潟県市町村職員共済組合）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他 ()
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他 ()

【マイナンバーカード申請・取得状況調査業務の業務登録について】

令和3年3月から本格実施されるマイナンバーカードの健康保険証利用を着実に進めるため、県を通して国から新潟県市町村職員共済組合の組合員（常勤職員等）及び被扶養者のマイナンバーカードの取得状況調査の協力依頼があった。国が示した要領にのっとり、新潟県市町村職員共済組合から提供される組合員及び被扶養者個人ごとのデータ上でマイナンバーカードの取得状況等を把握し、集計した人数のみを県に回答するに当たり、情報の収集に必要な業務登録を行うもの。

なお、本調査は、7月に国から県を通じて協力依頼があったものであり、第1回目の調査は本審議会開催前に回答が必要であったことから、個人を特定せずに調査及び回答を実施済みである。第2回目調査は、本年11月を回答期限として実施予定であることから、今回諮問を行ったもの

マイナンバーカード申請・取得状況調査業務の概要について

1 業務の名称 マイナンバーカード申請・取得状況調査業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

国及び県が実施する「マイナンバーカードの申請・取得状況の把握」などの調査に回答するため

(2) 業務内容

国及び県が実施する「マイナンバーカードの申請・取得状況の把握」などの調査に回答する。

3 収集する個人情報の項目

氏名、人的関係、所属、医療保険情報、マイナンバーカードの取得状況、マイナンバーカードの申請状況及び申請手段

4 収集の方法

本人から直接収集し、又は本人の同意により共済組合員から若しくは新潟県市町村職員共済組合から収集する。

5 収集開始日

令和元年9月10日

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課 名 保育課

業務の名称	子ども・子育て支援給付認定・保育所運營業務
収集の目的	子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定の申請、資格審査、認定等並びに保育所の運営をするため (根拠法令：児童福祉法、子ども・子育て支援法)
収集する個人情報項目	氏名、性別、住所、生年月日、本籍、個人番号、電話番号、民生委員地区協議会番号、続柄、人的関係、婚姻、出生、死亡、学校名、職種、職歴、勤務先、勤務状況、健康状態、傷病情報、診療情報、発達状況、理由又は目的、収入情報、収納情報、金融機関情報、土地情報、建物情報、法的権利、賦課情報、滞納情報、生活保護情報、心身障害情報、家族構成、生活状況、DV被害状況、虐待状況、児童手当情報、児童扶養手当情報、保育の実施を希望する期間、個別支援計画、担当区域、委解嘱年月日、耕作情報
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：番号法別表第1の8の項、94の項） <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（国立・私立幼稚園、私立保育園、認可外保育施設、税務課、収納課、福祉課、健康づくり推進課、保育課、こども課、すこやかな暮らし包括支援センター、市民課、住民基本台帳業務、農業委員会事務局）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input checked="" type="checkbox"/> その他（保育料システム、子ども・子育て支援新制度システム）
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他（ ）

【保育所入園運営業務の業務登録の変更等について】

本年10月から実施される幼児教育・保育の無償化にあわせ、①給付事務の内容及び対象の変更、②保育料及び食費の免除の可否に係る要件確認方法の変更、③マイナンバーで情報連携できる情報の追加等、子ども・子育て支援給付認定及び保育所運営に係る各種業務における個人情報の取扱いを変更する必要があることから、必要な業務登録の変更、目的外利用登録及び外部提供登録を行うもの

保育所入園運営業務の変更について（資料その1）

1 業務の名称 保育所入園運営業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
業務の名称	保育所入園運営業務	子ども・子育て支援給付認定・保育所運営業務
収集の目的	保育園入園資格審査、運営費及び保育料等の算定等をするため	子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定の申請、資格審査、認定等並びに保育所の運営をするため
収集する個人情報項目	氏名、性別、住所、生年月日、本籍、個人番号、電話番号、民生委員地区協議会番号、続柄、人的関係、婚姻、出生、死亡、学校名、職種、職歴、勤務先、勤務状況、健康状態、傷病情報、診療情報、発達状況、理由又は目的、収入情報、収納情報、金融機関情報、土地情報、建物情報、法的権利、賦課情報、滞納情報、生活保護情報、心身障害情報、家族構成、生活状況、DV被害状況、虐待状況、児童手当情報、 保育の実施を希望する期間、個別支援計画、担当区域、委解嘱年月日、耕作情報	氏名、性別、住所、生年月日、本籍、個人番号、電話番号、民生委員地区協議会番号、続柄、人的関係、婚姻、出生、死亡、学校名、職種、職歴、勤務先、勤務状況、健康状態、傷病情報、診療情報、発達状況、理由又は目的、収入情報、収納情報、金融機関情報、土地情報、建物情報、法的権利、賦課情報、滞納情報、生活保護情報、心身障害情報、家族構成、生活状況、DV被害状況、虐待状況、児童手当情報、 児童扶養手当情報 、 保育の実施を希望する期間、個別支援計画、担当区域、委解嘱年月日、耕作情報
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：番号法別表第1の8の項、94の項） <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（国立・私立幼稚園、私立保育園、 、税務課、収納課、福祉課、健康づくり推進課、保育課、こども課、すこやかなくらし包括支援センター、市民課、住民基本台帳業務、農業委員会事務局）	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：番号法別表第1の8の項、94の項） <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（国立・私立幼稚園、私立保育園、 認可外保育施設 、税務課、収納課、福祉課、健康づくり推進課、保育課、こども課、すこやかなくらし包括支援センター、市民課、住民基本台帳業務、農業委員会事務局）

3 変更理由

- (1) 幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに認可外保育施設が施設等利用給付の支給認定の対象となり、この業務の内容が変更になることから、業務の名称、収集の方法等を変更する。
- (2) 未満児保育の保育料、3歳以上保育認定子どもの給食費の免除の可否の算定において、未婚のひとり親を税制上の寡婦（夫）とみなし、所得から一定の額を控除することとなったことに伴い、児童扶養手当に関する情報によっても保育料及び給食費の免除の要件の該当の有無を確認できるよう、収集する個人情報の項目を変更し、及び戸籍に関する業務等の目的外登録をするもの
- (3) 個人番号を利用することにより、障害者関係情報の確認に書類の添付を要しないこととなったことに伴い、情報連携を行わない庁内で保有する情報について目的外利用ができるよう、目的外利用登録をするもの

4 変更期日

令和元年9月10日

5 業務の概要

(1) 実施目的

保育所等において、保育が必要な児童を保育する。

(2) 業務内容

子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定の申請、資格審査、認定等並びに保育所の運営等の業務

目的外利用

保有個人情報

登録票（変更）（諮問）

外部提供

課名 保育課ほか

業務の名称	子ども・子育て支援給付認定・保育所運営業務ほか17件の業務	
利用又は提供する目的	母子及び父子福祉金に係る支給決定の判定のため (その他17件の業務は、別紙のとおり。以下この表の各項目で同じ。) (根拠法令：)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	賦課情報	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	こども課
	業務の名称	母子及び父子福祉金業務
利用又は提供する期間	平成17年11月15日から	

子ども・子育て支援給付認定・保育所運営業務ほか17件の業務の変更について（資料その2）

1 業務の名称 子ども・子育て支援給付認定・保育所運営業務ほか17件の業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
業務の名称	<u>保育所入園運営業務</u>	<u>子ども・子育て支援給付認定・保育所運営業務</u>

3 変更理由

保育所入園運営業務の名称を変更したことから、当該業務に関する目的外利用登録における業務の名称を変更するもの

4 変更期日

令和元年9月10日

5 業務の概要

(1) 実施目的

—

(2) 業務内容

—

CODE	所属	業務名称	利用又は提供目的	根拠法令	利用又は提供する相手先	利用する相手先の業務名称
585	保育課	保育所入園運営業務	母子及び父子福祉金に係る支給決定の判定のため		こども課	母子及び父子福祉金業務
586	保育課	保育所入園運営業務	医療・療育・訓練に必要な情報収集し、発達障害の早期発見と早期支援、継続的な療育指導を実施するため		こども課	母子管理事業【療育関係】
587	保育課	保育所入園運営業務	発達障害等の早期発見及び早期支援を図り、一貫した保育を実施するため		こども課	児童発達支援事業
588	保育課	保育所入園運営業務	医療・療育・訓練に必要な情報収集し、発達障害の早期発見と早期支援、継続的な療育指導を実施するため		こども課	児童発達支援事業
589	保育課	保育所入園運営業務	就学に関する相談に適切に対応し、就学指導委員会を円滑に運営するため		学校教育課	学校教育課及び市立幼稚園・小学校・中学校において行う、幼児・児童・生徒に関する、就学（就園）事務及び管理指導業務
9331	保育課	保育所入園運営業務	住民基本台帳法に基づく住民実態調査及び職権消除の際に、対象者の情報を確認し、住民基本台帳の正確な記録を確保するため	住民基本台帳法	市民課	住民基本台帳業務【住民実態調査業務】
2110	保育課	保育所入園運営業務	児童手当から学校給食費等を徴収するため	児童手当法	こども課	児童手当支給業務
2113	保育課	保育所入園運営業務	児童扶養手当支給要件の判定のため		こども課	児童扶養手当業務
2117	保育課	保育所入園運営業務	ひとり親家庭等医療費助成の認定要件の判定のため		こども課	ひとり親家庭等支援事業
5218	保育課	保育所入園運営業務	日本へ連れ去られた子及び当該子の同居者の所在を特定するための情報を外務大臣に提供するため	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律	共生まちづくり課	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく外務大臣による情報提供の求めに関する業務

利用又は提供項目	利用又は提供方法 (閲覧)	利用又は提供方法 (文書による通知、複写)	利用又は提供方法 (電子ファイルの交付)	利用又は提供方法 (その他)	利用又は提供期間	個人情報の管理方法
賦課情報	閲覧				平成17年11月15日から	
氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、健康状態、傷病情報、心身障害情報、発達状況、家族構成		文書の交付			随時	
氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、傷病情報、健康状態、心身障害情報、発達状況、家族構成		文書の交付			随時	
氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、傷病情報、健康状態、心身障害情報、発達状況、家族構成		文書の交付			随時	
氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、職種、職歴、勤務先、傷病情報、健康状態、心身障害情報、発達状況、家族構成		文書の交付			随時	
氏名、住所、生年月日、電話番号、人的関係、学校名、勤務先、健康状態、家族構成、生活状況	閲覧	文書の交付			業務終了まで	
氏名、住所、生年月日、賦課情報		文書の交付	コンピュータ	フロッピーディスク	平成23年10月1日から業務終了まで	
氏名、住所、電話番号、生活状況		文書の交付			平成23年9月27日から業務終了まで	
氏名、住所、電話番号、生活状況		文書の交付			平成23年9月27日から業務終了まで	
氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、人的関係、勤務先、家族構成		文書による通知、複写	コンピュータ処理等		随時	

CODE	所属	業務名称	利用又は提供目的	根拠法令	利用又は提供する相手先	利用する相手先の業務名称
68	税務課	個人住民税賦課業務	保育料等の算定をするため		保育課	保育所入園運営業務
294	市民課	住民基本台帳業務【DV等の被害者保護支援措置】	DV等の被害者保護支援措置の申出情報を得ることにより、被害者を加害者から保護するため		保育課	保育所入園運営業務
388	福祉課	生活保護業務	保育料の免除を決定するため		保育課	保育所入園運営業務
426	福祉課	民生委員業務	民生委員・児童委員主任児童委員が関わる相談業務、行政から民生委員・児童委員、主任児童委員に協力を依頼する業務を円滑に進めるため	民生委員法	保育課	保育所入園運営業務
556	すこやかなくらし包括支援センター こども発達支援センター	児童発達支援事業	保育園入園資格審査、運営費及び保育料等の算定並びに保育園との連携を行うため		保育課	保育所入園運営業務
563	健康づくり推進課	母子管理事業【療育関係】	保育園入園資格審査、運営費及び保育料等の算定をするため		保育課	保育所入園運営業務
2105	こども課	児童手当支給業務	児童手当から学校給食費等を徴収するため児童手当の情報を提供する。	児童手当法	保育課	保育所入園運営業務
5207	農業委員会事務局	農家農地基本台帳整備業務	保育園入園資格審査、運営費及び保育料の算定等をするため		保育課	保育所入園運営業務

利用又は提供項目	利用又は提供方法 (閲覧)	利用又は提供方法 (文書による通知、複写)	利用又は提供方法 (電子ファイルの交付)	利用又は提供方法 (その他)	利用又は提供期間	個人情報の管理方法
氏名、住所、生年月日、収入情報、賦課情報	児童福祉システムでの閲覧		電子ファイルの交付		随時	
氏名、性別、住所、生年月日、続柄、DV被害状況、虐待状況		文書の交付			随時	
氏名、住所、生年月日、続柄、生活保護情報	閲覧	文書の交付			業務終了まで	
氏名、住所、電話番号、民生委員地区協議会番号、担当区域、委解嘱年月日		文書の交付	電子ファイル		平成17年11月29日から業務終了まで	
氏名、住所、生年月日、電話番号、健康状態、傷病情報、診療情報、発達状況、心身障害情報、個別支援計画、障害福祉サービス情報、家族構成、生活状況		文書の交付			随時	
氏名、性別、住所、生年月日、電話番号、続柄、健康状態、身体機能、精神状態、傷病情報、診療情報、発達状況、生活習慣、家族構成、生活状況		文書の交付			随時	
氏名、性別、住所、生年月日、児童手当情報		文書の交付	コンピュータ	フロッピーディスク	平成23年10月1日から業務終了まで	
氏名、住所、土地情報、耕作情報	閲覧	文書による通知、複写			平成26年10月1日から業務終了まで	

目的外利用
 保有個人情報 登録票（諮問）
 外部提供

課 名 市民課

業務の名称	戸籍に関する業務	
利用又は提供 する目的	保育料等の算定をするため (根拠法令：子ども・子育て支援法)	
利用又は提供 する保有個人 情報の項目	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、続柄、人的関係、婚姻、出生、死亡	
利用又は提供 する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（電子データ）	
利用又は提供 する相手先	名称	保育課
	業務の名称	子ども・子育て支援給付認定・保育所運営業務
利用又は提供 する期間	業務終了まで	

戸籍に関する業務の目的外利用について（資料その3）

- 1 業務の名称 戸籍に関する業務
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
国民の親族的な身分関係を記録・保存し公証するため
 - (2) 業務内容
国民の親族的な身分関係を記録・保存し公証する。
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、性別、住所、本籍、生年月日、続柄、人的関係、婚姻、出生、死亡
- 4 利用又は提供できる理由
本人同意
- 5 利用又は提供する方法
閲覧、文書による通知、複写、電子データの提供
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
子ども・子育て支援給付認定・保育所運営業務
 - (2) 業務の概要
子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定の申請、資格審査、認定等並びに保育所の運営等の業務
- 7 利用期日又は提供開始日
令和元年9月10日

目的外利用
 保有個人情報 登録票（諮問）
 外部提供

課 名 こども課

業務の名称	児童扶養手当業務	
利用又は提供する目的	保育料等の算定をするため (根拠法令：子ども・子育て支援法)	
利用又は提供する保有個人情報 の 項目	氏名、性別、住所、生年月日、児童扶養手当情報	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（電子データ）	
利用又は提供する相手先	名称	保育課
	業務の名称	子ども・子育て支援給付認定・保育所運営業務
利用又は提供する期間	業務終了まで	

児童扶養手当業務の目的外利用について（資料その４）

1 業務の名称 児童扶養手当業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

(2) 業務内容

児童扶養手当の支給

3 利用又は提供する個人情報の項目

、氏名、性別、住所、生年月日、児童扶養手当情報

4 利用又は提供できる理由

本人同意

5 利用又は提供する方法

閲覧、文書による通知、複写、電子データの提供

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

子ども・子育て支援給付認定・保育所運営業務

(2) 業務の概要

子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定の申請、資格審査、認定等並びに保育所の運営等の業務

7 利用期日又は提供開始日

令和元年9月10日

目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課名 福祉課

業務の名称	(1) 療育手帳業務 (2) 身体障害者手帳業務 (3) 精神障害者保健福祉手帳業務	
利用又は提供する目的	保育料等の算定をするため (根拠法令：子ども・子育て支援法)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、心身障害情報	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（電子データ）	
利用又は提供する相手先	名称	保育課
	業務の名称	子ども・子育て支援給付認定・保育所運営業務
利用又は提供する期間	業務終了まで	

療育手帳業務、身体障害者手帳業務及び精神障害者保健福祉手帳業務
の目的外利用について（資料その5）

- 1 業務の名称 療育手帳業務、身体障害者手帳業務及び精神障害者保健福祉手帳業務
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
各手帳を交付することにより、各種の支援策が講じられることを促進し、障害者の社会復帰の促進、自立、社会参加の促進を図る。
 - (2) 業務内容
各手帳の交付
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、性別、住所、生年月日、心身障害情報
- 4 利用又は提供できる理由
本人同意
- 5 利用又は提供する方法
閲覧、文書による通知、複写、コンピュータ処理等、電子データの提供
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
子ども・子育て支援給付認定・保育所運営業務
 - (2) 業務の概要
子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定の申請、資格審査、認定等並びに保育所の運営等の業務
- 7 利用期日又は提供開始日
令和元年9月10日

目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課名 福祉課

業務の名称	特別児童扶養手当業務	
利用又は提供する目的	保育料等の算定をするため (根拠法令：子ども・子育て支援法)	
利用又は提供する保有個人情報 の 項目	氏名、性別、住所、生年月日、心身障害情報	
利用又は提供する 方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（電子データ）	
利用又は提供する 相手先	名称	保育課
	業務の名称	子ども・子育て支援給付認定・保育所運営業務
利用又は提供する 期間	業務終了まで	

特別児童扶養手当業務の目的外利用について（資料その5）

1 業務の名称 特別児童扶養手当業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

精神、身体等に一定の障害を有する児童の福祉の増進を図るため、その児童を育てている人に手当を支給する。

(2) 業務内容

特別児童扶養手当の支給

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、性別、住所、生年月日、心身障害情報

4 利用又は提供できる理由

本人同意

5 利用又は提供する方法

閲覧、文書による通知、複写、コンピュータ処理等、電子データの提供

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

子ども・子育て支援給付認定・保育所運営業務

(2) 業務の概要

子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定の申請、資格審査、認定等並びに保育所の運営等の業務

7 利用期日又は提供開始日

令和元年9月10日

目的外利用
保有個人情報 登録票（変更）（諮問）
外部提供

課 名 保育課

業務の名称	子ども・子育て支援給付認定・保育所運営業務	
利用又は提供 する目的	私立認定こども園等に園児に係る利用者負担額等を通知するため (根拠法令：)	
利用又は提供 する保有個人 情報の項目	氏名、性別、生年月日、住所、賦課情報	
利用又は提供 する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供 する相手先	名称	私立認定こども園、認可外保育施設
	業務の名称	利用者負担額の徴収
利用又は提供 する期間	平成27年4月14日から業務終了まで	

保育所入園運営業務の変更について（資料その6）

1 業務の名称 保育所入園運営業務

2 変更箇所

変更箇所	変 更 前	変 更 後
業務の名称	保育所入園運営業務	子ども・子育て支援給付認定・保育所運営業務
利用又は提供する目的	私立認定こども園__に園児に係る利用者負担額__を通知するため	私立認定こども園等に園児に係る利用者負担額等を通知するため
利用又は提供する相手先の名称	私立認定こども園_____ —	私立認定こども園、認可外保育施設

3 変更理由

- (1) 幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに認可外保育施設が施設等利用給付の支給認定の対象となったことから、提供する相手先の名称及び提供する目的を変更するもの
- (2) 保育所入園運営業務の名称を変更したことから、この登録における業務の名称を変更するもの

4 変更期日

令和元年9月10日

5 業務の概要

- (1) 実施目的
利用者負担額等を徴収するため
- (2) 業務内容
利用者負担額等の徴収業務

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課 名 農政課

業務の名称	人・農地プラン業務
収集の目的	人・農地プランを作成し、国の支援を活用しながら、集落における農業経営の維持・発展を図るため (根拠法令：農地中間管理事業の推進に関する法律)
収集する個人情報項目	氏名、居住区域、住所、生年月日、電話番号、職種、理由又は目的、土地情報、法的権利、耕作情報、農家組合情報、農業経営情報、認定農業者、専業兼業の別、地域区分、デジタルオルソ画像、意見、相談内容、農業経営に関する意向
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項： ） <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（農家組合、上越市農業再生協議会、農政課、農業委員会事務局）
保管の方法	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他（ ）
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input checked="" type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他（ ）

【人・農地プラン業務の業務登録の変更及び農地台帳整備業務の目的外利用登録について】

本市では、農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方等を明確化した「人・農地プラン」を作成してきた。農地中間管理事業の推進に関する法律の改正に伴い、人・農地プランを真に地域の話し合いに基づくものにする観点から、アンケート調査を実施するとともに、アンケート調査又は話し合いを通じた地図による現況把握を行った上で、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成することができるよう、必要な業務登録の変更及び目的外利用登録を行うもの

人・農地プラン業務登録の変更について

1 業務の名称 人・農地プラン業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
収集する個人情報項目	氏名、居住区域、年齢 _____ 土地情報_____ _____ _____ _____、農業経営情報_____ _____ _____	氏名、居住区域、住所、生年月日、電話番号、職種、理由又は目的、土地情報、法的権利、耕作情報、農家組合情報、農業経営情報、認定農業者、専業兼業の別、地域区分、デジタルオルソ画像、意見、相談内容、農業経営に関する意向
収集の方法	<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：____） <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（____） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（農家組合、上越市農業再生協議会、農政課____）	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：____） <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（____） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（農家組合、上越市農業再生協議会、農政課、農業委員会事務局）

3 変更理由

農地中間管理事業の推進に関する法律の改正に伴い、実質化された人・農地プランを作成する必要が生じたことから、収集する個人情報の項目を整理するもの

4 変更期日

令和元年9月10日

5 業務の概要

(1) 実施目的

人・農地プランを作成し、国の支援を活用しながら、集落における農業経営の維持・発展を図るため

(2) 業務内容

農業者が話し合いに基づき、集落や地域における農業の現状、将来の地域の課題を関係者で共有し、地域における農業の将来の在り方などを明確化した「実質化された人・農地プラン」の作成を行う。

目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課名 農業委員会事務局

業務の名称	農地台帳整備業務	
利用又は提供する目的	担い手の育成や営農指導及び農地の荒廃防止・耕作放棄地対策を図り、農業関係団体の台帳の整合資料等とするため (根拠法令：農地中間管理事業の推進に関する法律)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、居住区域、住所、生年月日、電話番号、職種、理由又は目的、土地情報、法的権利、耕作情報、農家組合情報、農業経営情報、認定農業者、専業兼業の別、地域区分、デジタルオルソ画像	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
利用又は提供する相手先	名称	農政課
	業務の名称	人・農地プラン業務
利用又は提供する期間	令和元年9月10日から業務終了まで	

農地台帳整備業務の目的外利用について

1 業務の名称 農地台帳整備業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

優良農地の確保とその流動化の促進、担い手等経営体の育成など、農村対策、農家経営対策及び農業委員選挙人名簿調整のため

(2) 業務内容

農家ごとの世帯状況、就業状況、営農状況等を農家農地基本台帳に記録する。

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、居住区域、住所、生年月日、電話番号、職種、理由又は目的、土地情報、法的権利、耕作情報、農家組合情報、農業経営情報、認定農業者、専業兼業の別、地域区分、デジタルオルソ画像

4 利用又は提供できる理由

本人同意、公益上必要があると認められるため

5 利用又は提供する方法

閲覧、文書による通知、複写

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

人・農地プラン業務

(2) 業務の概要

農業者が話し合いに基づき、集落や地域における農業の現状、将来の地域の課題を関係者で共有し、地域における農業の将来の在り方などを明確化した「実質化された人・農地プラン」の作成を行う。

7 利用期日又は提供開始日

令和元年9月10日

人・農地プランの作成手順①

ステップ1 地域の声を聞きます

地域の農業者の年代分布や後継者の有無といった地域の状況がわかるようにアンケートを行います。

実質化に必要なアンケート調査の回答割合

回答してくれた農地所有者又は耕作者の耕作面積が対象地区内の遊休農地を除く農地の少なくとも過半を占めていることが必要です。

(担い手への農地集積が進んでいる市町村においては、より高い割合で回答を得るようにします。)

ポイント

- 1 農地の貸付けや農地バンクの活用に関する意向など、プラン実現に必要な項目も、積極的に把握します。
(農業委員会による意向把握の取組と連携しましょう。)
- 2 アンケート以外の方法で将来の農地利用の意向が把握できていれば、それを使うことができます。

アンケート調査への支援

- 人・農地問題解決加速化支援事業
- 機構集積支援事業 (農業委員会事務局の意向調査等支援)

<アンケート例>

例えば、次のようなアンケートが考えられます。
(項目は、地域の状況に応じて、追加・修正してください。)

氏名：〇〇〇〇 電話番号：
年齢：〇〇才

- 農業後継者はいらっしゃいますか。
 - 1 経営主の家族・親せき
 - 2 1以外の農業者
 - 3 後継者のメドはついていない
- 現在耕作する農地を今後どうしたいですか。
 - 1 耕作する農地を拡大したい
 - 2 現状の耕作規模を維持したい
 - 3 耕作規模を縮小し、貸したい、売りたい
 - 4 耕作をやめて、貸したい、売りたい
 - 5 分からない
- 農地バンクをどう活用したらいいと思いますか。
 - 1 農地所有者は、原則、バンクに貸付け
 - 2 農業をやめる人は、原則、バンクに貸付け
 - 3 農地の受け手は、原則、バンクに貸付け
 - 4 分からない

必須

任意

※農業委員会は、アンケート結果を基に、貸付け意向のある個別の農地の地番・面積等を把握しましょう。

人・農地プランの作成手順②

ステップ2 地域の状況を地図化します

地域のアンケート等で把握した状況などを地図に落とし込んで、話合いに活用します。

地図活用の優良事例

ある中山間地では、75歳以上の耕作者の分布状況について、現在と10年後を地図に落とし込み、後継者の確保状況と合わせて、話合いで活用しています。

ポイント

地図の作成に際しては、農地情報公開システム等の地図情報システムを活用します。

地図作成への支援

- 人・農地問題解決加速化支援事業

現在の耕作者の年齢分布



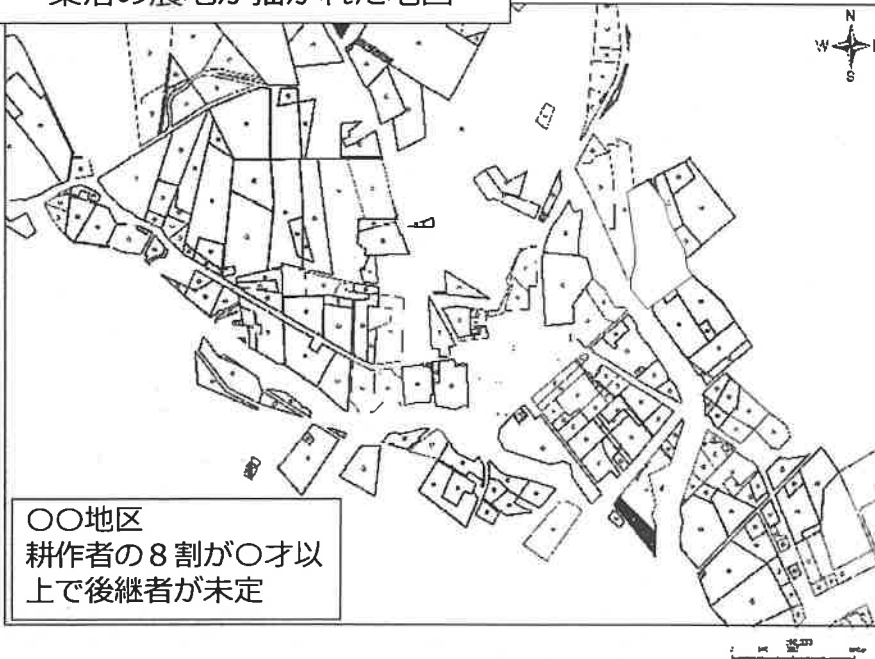
10年後の耕作者の年齢分布



一筆ごとに地図に記載していく必要はありません。

例えば、「この地区で耕作している方の8割が〇才以上で後継者がいません」といったように書き込むことでも十分です。

集落の農地が描かれた地図



ポイント

地図を囲んで、参加者が考えていることを、お互いに書き込んでいきましょう。

地図作成への支援

→ 人・農地問題解決加速化支援事業

人・農地プランの作成手順③

ステップ3 地域の様々な機会を活用し、5～10年後の将来、地域の農地を誰に担ってもらおうのかについて話し合います。

話し合いのコーディネーター役

- 1 市町村職員、農業委員・推進委員を始め、現場で汗をかいている人が参加し、コーディネーター役を務めます。
- 2 コーディネーター役は、農業委員・推進委員のほか、地域の実情に応じて、
 - ・ブロックローテーションなどの地域の作付けの話し合いを主導する **JA**
 - ・基盤整備に関する話し合いを主導する **土地改良区**
 - ・貸付け意向の掘り起こしを行う **農地バンク**など地域のコーディネーター役を担う組織がサポートします。

※ コーディネーター役には、話し合いの進行、盛上げ、参加しない方の農地利用の意向等の情報提供、制度・支援措置の説明・助言等が期待されます。

ポイント

- 1 地域の話合いが行いやすいように、原則として集落の範囲で行います。
- 2 入作者や新たに地域で農業を行うことに意欲的な方にも参加を働きかけます。農業委員・推進委員などコーディネーター役は、協力して地域の方に声を掛け合しましょう。
- 3 出席する方の負担を軽くするため、集落の寄合いなど既にある話し合いの場を積極的に活用します。

地域の話合いへの支援

→ 人・農地問題解決加速化支援事業

話し合いに参加する農業委員・推進委員への支援

→ 農地利用最適化交付金

コーディネーター役となる専門家の派遣

市町村、農業委員会、JA、土地改良区、農地バンク等だけではコーディネーター役が不十分な場合、市町村からの要請に基づき、普及指導員や営農指導員などのOB・OG、行政経験のある地域の方などをコーディネーター役として農業経営相談所が派遣してくれます。

専門家のプロフィール（例）

写真

農林 太郎

(のうりん たろう)

【資格等】

農業改良普及指導員（〇〇県）

【連絡先】

〇〇〇〇@〇〇〇.JP

職歴等

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

※これまでの職歴を記載してください。

専門分野（得意分野）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

※これまで担当された業務の内容や実績を記載してください。

ポイント

- 1 専門家には、
 - ・集落営農の組織化・法人化
 - ・多面的機能支払交付金の活動組織の設立
 - ・中山間地域等直接支払交付金の集落協定の策定など、**地域の話合い活動の推進に携わった経験を持つ方が登録**されます。
- 2 市町村は、農業経営相談所がホームページで公表する専門家のプロフィールを見て、**地域のニーズに合った方の派遣**を要請します。

専門家派遣への支援

→ **農業経営者サポート事業**

10

人・農地プランの作成手順④

ステップ4 話合いの結果をまとめます

原則として集落ごとに、5～10年後に農地利用を担う人を中心経営体として定めます。

中心経営体への農地の集約化の将来方針

- 1 誰が将来にわたって集落の農地を担っていくのかを、話合いを通じてみんなの共通した「将来方針」にします。
- 2 中心経営体だけでは農地を引き受けきれない場合、「将来方針」として、**地域外からの新たな人材の受入れの方針**を定めます。

※「将来方針」を実現するために必要な次のような内容も積極的に定めましょう。

- 貸付け意向のある農地の地番・面積
(農地利用最適化交付金の**成果実績**払の対象とする場合には、地番、面積の把握が必要です)
- 農地バンクの活用方針
- 基盤整備への取組 等

ポイント

- 1 「集落」の範囲は、**地域の実情に応じて柔軟に設定**することができます。
- 2 話合いの結果を取りまとめる際に行ってきた「検討会」の手続きは、これまでと同じです。

検討会実施への支援

→ **人・農地問題解決加速化支援事業**

実質化された人・農地プラン（必須項目）記載例

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
〇〇市	〇〇地区 (A集落、B集落、C集落)	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	〇〇ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	〇〇ha
③地区内における〇才以上の農業者の耕作面積の合計	〇〇ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	〇〇ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	〇〇ha
④地区内において今後中心経営体引き受け意向のある耕作面積の合計	20ha
(備考)	

2 対象地区の課題

今後中心経営体引き受け意向のある耕作面積よりも、〇才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、A集落では〇ha、B集落では〇ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

A集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者aが担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
B集落の水田利用は、中心経営体である〇〇営農組合や認定農業者bが担い、樹園地利用については中心経営体である認定農業者cと基本構想水準到達者dが担っていくほか、認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
C集落の水田利用は、中心経営体である△△営農組合が担い、畑利用については中心経営体である認定農業者e、fと認定新規就農者gが担っていく。

12

実質化された人・農地プラン（任意項目）記載例

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

例 農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、〇筆、〇〇〇〇mとなっている。
例 農地中間管理機構の活用方針 〇〇地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、機構の機能を活用し、農地の一時安全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
例 基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、〇〇地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
例 作物生産に関する取組方針 米、麦などの土地利用型作物についてはブロックローテーションに取り組むとともに、土地利用型作物以外に、〇〇地区を中心に収益性の高い〇〇や〇〇などの園芸作物の生産や、特産加工に向けた〇〇の生産に取り組む。
例 鳥獣被害防止対策への取組方針 地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
例 災害対策への取組方針 水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、〇〇や〇〇などに取り組む。

(参考)農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
	貸付け	作業委託	売渡
1 〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
2 〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
3 〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
4 〇〇町〇〇番		〇〇〇〇	
5 〇〇町〇〇番		〇〇〇〇	
6 〇〇町〇〇番			〇〇〇〇
計	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

※ 農業委員・推進委員は、アンケート調査や地域の話合い等を通じて、貸付け意向のある個々の農地の地番や面積を把握し、中心経営体との具体的なマッチングにつなげていくことが大切です。

※ プランをそのまま公表する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

個人情報業務登録票（変更）（諮問）

課 名 教育総務課

業務の名称	私立幼稚園等入園運営業務
収集の目的	<p>私立の幼稚園及び国立の附属幼稚園における教育を受ける子どもに係る給付認定（1号認定に限る。）、施設型給付費の支給、給食費の免除及び給食費の給付を行うため</p> <p>(根拠法令：子ども・子育て支援法)</p>
収集する個人情報項目	<p>氏名、性別、住所、本籍、生年月日、個人番号、電話番号、続柄、人的関係、婚姻、出生、死亡、学校名、勤務先、勤務状況、健康状態、傷病情報、診療情報、発達状況、理由又は目的、収入情報、金融機関情報、建物情報、法的権利、賦課情報、生活保護情報、心身障害情報、家族構成、生活状況、DV被害状況、虐待状況、出産予定日、児童手当情報、児童扶養手当情報、個別支援計画、障害福祉サービス状況</p>
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：番号法別表第1の94の項） <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（国立・私立幼稚園、私立保育園、認可外保育施設、税務課、市民課、福祉課、こども課、住民基本台帳業務）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他（子ども・子育て支援新制度システム）
記録されている文書等の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他（ ）

【私立幼稚園入園運営業務の業務登録の変更等について】

本年10月から実施される幼児教育・保育の無償化にあわせ、①給付事務の内容及び対象の変更、②保育料及び食費の免除の可否に係る要件確認方法の変更、③マイナンバーで情報連携できる情報の追加等、子ども・子育て支援給付認定等に係る各種業務における個人情報の取扱いを変更する必要があることから、必要な業務登録の変更及び目的外利用登録を行うもの

私立幼稚園入園運営業務の変更について（資料その1）

1 業務の名称 私立幼稚園入園運営業務

2 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
業務の名称	私立幼稚園入園運営業務	私立幼稚園等入園運営業務
収集の目的	私立の幼稚園及び認定こども園 における教育を受ける子どもに係る支給認定（1号認定に限る。）、施設型給付費の支給及び利用者負担額の算定 を行うため	私立の幼稚園及び国立の附属幼稚園における教育を受ける子どもに係る給付認定（1号認定に限る。）、施設型給付費の支給、給食費の免除及び給食費の給付を行うため
収集する個人情報 の項目	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、個人番号、電話番号、続柄、人的関係、 学校名、勤務先、勤務状況、健康状態、傷病情報、診療情報、発達状況、理由又は目的、収入情報、金融機関情報、建物情報、法的権利、賦課情報、生活保護情報、心身障害情報、家族構成、生活状況、DV被害状況、虐待状況、出産予定日、児童手当情報、 、個別支援計画、障害福祉サービス状況	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、個人番号、電話番号、続柄、人的関係、婚姻、出生、死亡、学校名、勤務先、勤務状況、健康状態、傷病情報、診療情報、発達状況、理由又は目的、収入情報、金融機関情報、建物情報、法的権利、賦課情報、生活保護情報、心身障害情報、家族構成、生活状況、DV被害状況、虐待状況、出産予定日、児童手当情報、児童扶養手当情報、個別支援計画、障害福祉サービス状況
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：番号法別表第1の94の項） <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（国立・私立幼稚園、私立保育園、 、税務課、市民課、福祉課、 住民基本台帳業務）	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：番号法別表第1の94の項） <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（国立・私立幼稚園、私立保育園、認可外保育施設、税務課、市民課、福祉課、こども課、住民基本台帳業務）

3 変更理由

- (1) 幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに附属幼稚園及び認可外保育施設が施設等利用給付の支給認定の対象となり、この業務の内容が変更になることから、業務の名称、収集の方法等を変更する。
- (2) 給食費の免除の可否の算定において、未婚のひとり親を税制上の寡婦（夫）とみなし、所得から一定の額を控除することとなったことに伴い、児童扶養手当に関する情報によっても要件の該当の有無を確認できるよう、収集する個人情報の項目を変更する。
- (3) 個人番号を利用することにより、障害者関係情報の確認に書類の添付を要しないこととなったことに伴い、保有する情報について目的外利用ができるよう、目的外利用登録をするもの

4 変更期日

令和元年9月10日

5 業務の概要

(1) 実施目的

幼稚園等を利用する保護者に対し、施設型給付費等を支給する。

(2) 業務内容

子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定の申請、資格審査、認定等並びに給付費等の支給等に関する業務

目的外利用

保有個人情報 登録票（変更）（諮問）
外部提供

課名 教育総務課ほか

業務の名称	私立幼稚園入園運営業務ほか3件の業務	
利用又は提供する目的	児童虐待の早期発見と適切な対応により、当該児童の安全確保と健全育成を図るため（その他3件の業務は、別紙のとおり。以下この表の各項目で同じ。） （根拠法令：児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉法）	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
利用又は提供する相手先	名称	すこやかなくらし包括支援センター
	業務の名称	子どもの虐待予防業務
利用又は提供する期間	随時	

私立幼稚園入園運営業務の変更ほか3件の業務について（資料その2）

1 業務の名称 私立幼稚園入園運営業務

2 変更箇所

変更箇所	変 更 前	変 更 後
業務の名称	私立幼稚園入園運営業務	私立幼稚園等入園運営業務

3 変更理由

私立幼稚園入園運営業務の名称を変更したことから、当該業務に関する目的外利用登録における業務の名称を変更するもの

4 変更期日

令和元年9月10日

5 業務の概要

(1) 実施目的

—

(2) 業務内容

—

CODE	所属	業務名称	利用又は提供目的	根拠法令	利用又は提供する相手先	利用する相手先の業務名称
5208	税務課	個人住民税賦課業務	私立の幼稚園及び認定こども園における教育を受ける子どもに係る施設型給付費の支給及び利用者負担額の算定を行うため		教育総務課	私立幼稚園入園運営業務
5209	福祉課	生活保護業務	私立の幼稚園及び認定こども園における教育を受ける子どもに係る施設型給付費の支給及び利用者負担額の算定を行うため		教育総務課	私立幼稚園入園運営業務
5210	市民課	住民基本台帳業務【DV等の被害者保護支援措置】	DV等の被害者保護支援措置の申出情報を得ることにより、被害者を加害者から保護するため		教育総務課	私立幼稚園入園運営業務

利用又は提供項目	利用又は提供方法 (閲覧)	利用又は提供方法 (文書による通知、複写)	利用又は提供方法 (電子ファイル の送信)	利用又は提供方法 (その他)	利用又は提供期間	個人情報の管理方法
氏名、住所、生年月日、収入情報、職歴情報	閲覧	文書による通知、複写	コンピュータ処理等		平成26年10月1日から業務終了まで	
氏名、住所、生年月日、続柄、生活保護情報	閲覧	文書による通知、複写	コンピュータ処理等		平成26年10月1日から業務終了まで	
氏名、性別、住所、生年月日、続柄、DV被害状況、虐待状況		文書による通知、複写			平成26年10月1日から業務終了まで	

目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課名 市民課

業務の名称	戸籍に関する業務	
利用又は提供する目的	給食費の免除の可否の算定をするため (根拠法令：子ども・子育て支援法)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、性別、住所、本籍、生年月日、続柄、人的関係、婚姻、出生、死亡	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（電子データ）	
利用又は提供する相手先	名称	教育総務課
	業務の名称	私立幼稚園等入園運営業務
利用又は提供する期間	業務終了まで	

戸籍に関する業務の目的外利用について（資料その3）

- 1 業務の名称 戸籍に関する業務

- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
国民の親族的な身分関係を記録・保存し公証するため
 - (2) 業務内容
国民の親族的な身分関係を記録・保存し公証する。

- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、性別、住所、本籍、生年月日、続柄、人的関係、婚姻、出生、死亡

- 4 利用又は提供できる理由
本人同意

- 5 利用又は提供する方法
閲覧、文書による通知、複写、電子データの提供

- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
私立幼稚園等入園運営業務
 - (2) 業務の概要
子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定の申請、資格審査、認定等並びに給付費等の支給等に関する業務

- 7 利用期日又は提供開始日
令和元年9月10日

目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課名 こども課

業務の名称	児童扶養手当業務	
利用又は提供する目的	給食費の免除の可否の算定をするため (根拠法令：子ども・子育て支援法)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、児童扶養手当情報	
利用又は提供する方法	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input checked="" type="checkbox"/> その他（電子データ）	
利用又は提供する相手先	名称	教育総務課
	業務の名称	私立幼稚園等入園運営業務
利用又は提供する期間	業務終了まで	

児童扶養手当業務の目的外利用について（資料その4）

1 業務の名称 児童扶養手当業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。

(2) 業務内容

児童扶養手当の支給

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、性別、住所、生年月日、児童扶養手当情報

4 利用又は提供できる理由

本人同意

5 利用又は提供する方法

閲覧、文書による通知、複写、電子データの提供

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

私立幼稚園等入園運営業務

(2) 業務の概要

子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定の申請、資格審査、認定等並びに給付費等の支給等に関する業務

7 利用期日又は提供開始日

令和元年9月10日

目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課名 福祉課

業務の名称	(1) 療育手帳業務 (2) 身体障害者手帳業務 (3) 精神障害者保健福祉手帳業務	
利用又は提供する目的	給食費の免除の可否の算定をするため (根拠法令：子ども・子育て支援法)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、性別、住所、生年月日、心身障害情報	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（電子データ）	
利用又は提供する相手先	名称	教育総務課
	業務の名称	私立幼稚園等入園運営業務
利用又は提供する期間	業務終了まで	

療育手帳業務、身体障害者手帳業務及び精神障害者保健福祉手帳業務
の目的外利用について（資料その5）

- 1 業務の名称 療育手帳業務、身体障害者手帳業務及び精神障害者保健福祉手帳業務
- 2 業務の概要
 - (1) 実施目的
各手帳を交付することにより、各種の支援策が講じられることを促進し、障害者の社会復帰の促進、自立、社会参加の促進を図る。
 - (2) 業務内容
各手帳の交付
- 3 利用又は提供する個人情報の項目
氏名、性別、住所、生年月日、心身障害情報
- 4 利用又は提供できる理由
本人同意
- 5 利用又は提供する方法
閲覧、文書による通知、複写、コンピュータ処理等、電子データの提供
- 6 利用又は提供する相手先の業務の概要について
 - (1) 業務の名称
私立幼稚園等入園運營業務
 - (2) 業務の概要
子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定の申請、資格審査、認定等並びに給付費等の支給等に関する業務
- 7 利用期日又は提供開始日
令和元年9月10日

目的外利用

保有個人情報

登録票（諮問）

外部提供

課名 福祉課

業務の名称	特別児童扶養手当業務	
利用又は提供する目的	給食費の免除の可否の算定をするため (根拠法令：子ども・子育て支援法)	
利用又は提供する保有個人情報項目	氏名、性別、住所、生年月日、心身障害情報	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他（電子データ）	
利用又は提供する相手先	名称	教育総務課
	業務の名称	私立幼稚園等入園運営業務
利用又は提供する期間	業務終了まで	

特別児童扶養手当業務の目的外利用について（資料その5）

1 業務の名称 特別児童扶養手当業務

2 業務の概要

(1) 実施目的

精神、身体等に一定の障害を有する児童の福祉の増進を図るため、その児童を育てている人に手当を支給する。

(2) 業務内容

特別児童扶養手当の支給

3 利用又は提供する個人情報の項目

氏名、性別、住所、生年月日、心身障害情報

4 利用又は提供できる理由

本人同意

5 利用又は提供する方法

閲覧、文書による通知、複写、コンピュータ処理等、電子データの提供

6 利用又は提供する相手先の業務の概要について

(1) 業務の名称

私立幼稚園等入園運営業務

(2) 業務の概要

子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定の申請、資格審査、認定等並びに給付費等の支給等に関する業務

7 利用期日又は提供開始日

令和元年9月10日

目的外利用
 保有個人情報 登録票 (変更) (諮問)
 外部提供

課 名 教育総務課

業務の名称	私立幼稚園入園運営業務	
利用又は提供する目的	私立の幼稚園等に園児に係る給食費の免除の可否等を通知するため (根拠法令：子ども・子育て支援法施行規則)	
利用又は提供する保有個人情報の項目	氏名、性別、生年月日、住所、賦課情報	
利用又は提供する方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input checked="" type="checkbox"/> 文書による通知、複写 <input checked="" type="checkbox"/> コンピュータ処理等 <input type="checkbox"/> その他 ()	
利用又は提供する相手先	名称	国立・私立幼稚園、私立保育園、認可外保育施設
	業務の名称	給食費等の徴収
利用又は提供する期間	平成27年4月14日から業務終了まで	

私立幼稚園入園運営業務の変更について（資料その6）

1 業務の名称 私立幼稚園入園運営業務

2 変更箇所

変更箇所	変 更 前	変 更 後
業務の名称	<u>私立幼稚園入園運営業務</u>	<u>私立幼稚園等入園運営業務</u>
利用又は提供 する目的	<u>私立の幼稚園及び認定こども園 に園児に係る利用者負担額を通知</u> するため	<u>私立の幼稚園等に園児に係る給 食費の免除の可否等を</u> 通 知するため
利用又は提供 する相手先	<u>私立の幼稚園及び認定こども園</u>	<u>国立・私立幼稚園、私立保育園、 認可外保育施設</u>
	<u>利用者負担額の徴収</u>	<u>給食費等</u> の徴収

3 変更理由

私立幼稚園入園運営業務の名称を変更したことから、当該業務に関する外部提供登録における業務の名称及び提供する相手先を変更するもの

4 変更期日

令和元年9月10日

5 業務の概要

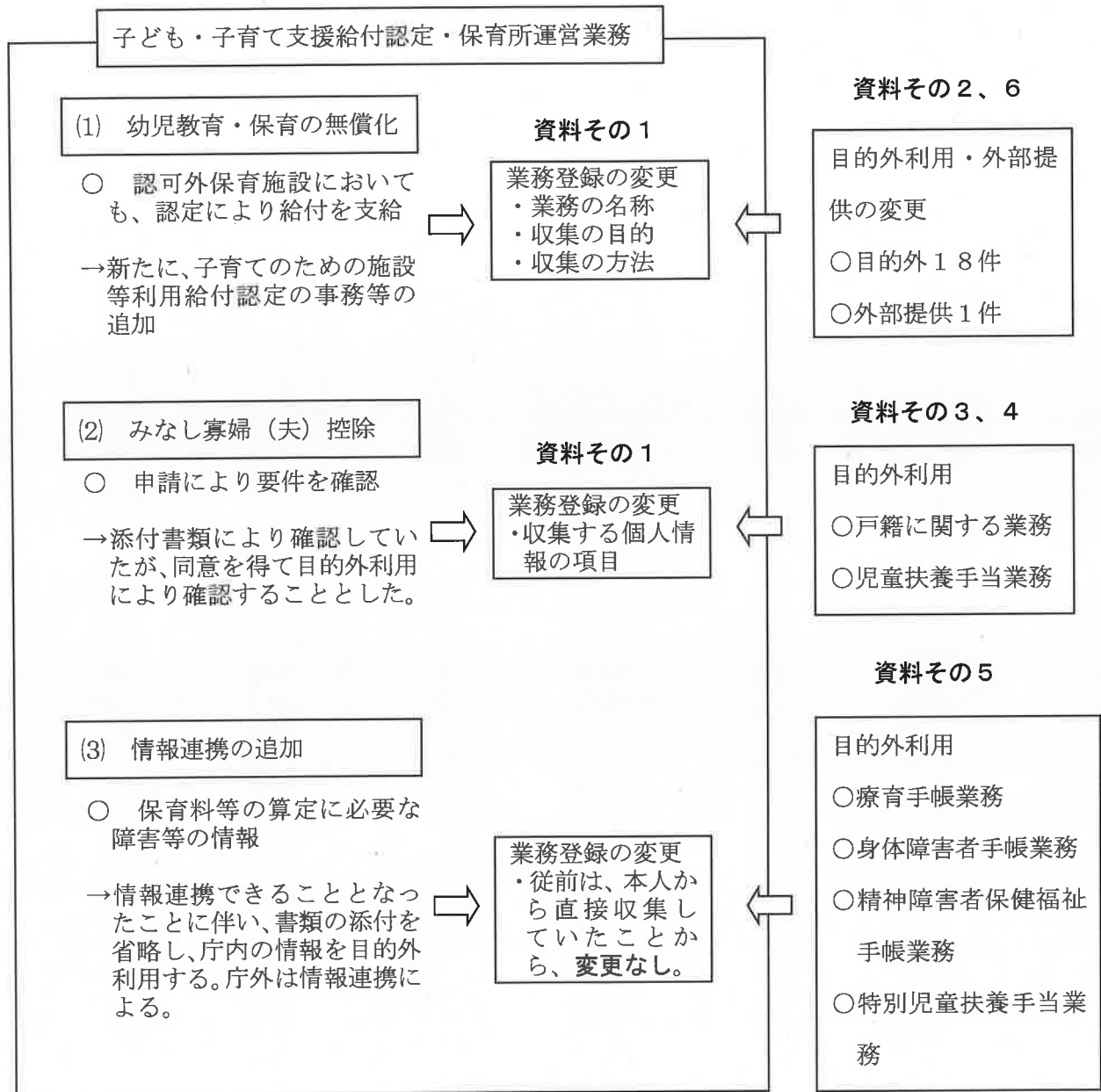
(1) 実施目的

幼稚園等を利用する保護者に対し、施設型給付費等を支給する。

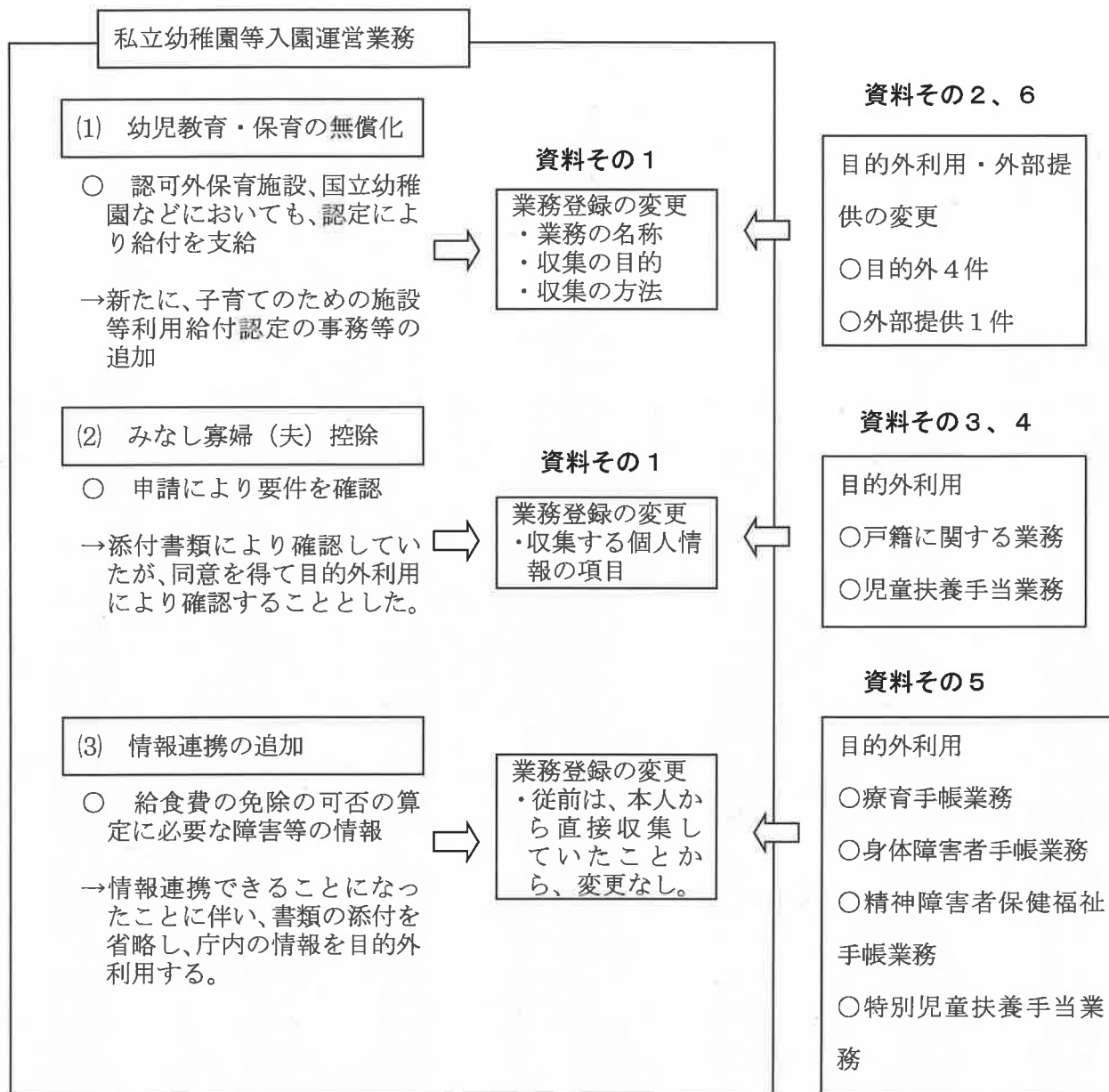
(2) 業務内容

子どものための教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定の申請、資格審査、認定等並びに給付費等の支給等に関する業務

参考資料 子ども・子育て支援給付認定・保育所運営業務に関する業務の変更の概要



参考資料 私立幼稚園等入園運営業務に関する業務の変更の概要



個人情報業務登録票

課 名 共通

業務の名称	訴訟、あっせん、調停、仲裁、和解及び不服申立てに関する業務（共通）
収集の目的	訴訟、あっせん、調停、仲裁、和解及び不服申立てに適正に対応するため (根拠法令：地方自治法、行政事件訴訟法、民法、民事訴訟法、行政不服審査法)
収集する個人情報 情報の項目	市の実施する業務で保有する個人情報のうち、訴訟、あっせん、調停、仲裁、 和解及び不服申立てに適正に対応するために必要かつ最小限の個人情報、訴訟 等の相手方から提供される個人情報
収集の時期	<input type="checkbox"/> 定期 <input checked="" type="checkbox"/> 随時
収集の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外 <input checked="" type="checkbox"/> 法令等（根拠条項：行政事件訴訟法、民事訴訟法、行政不 服審査法） <input checked="" type="checkbox"/> 本人同意 <input type="checkbox"/> 出版、報道等（ ） <input type="checkbox"/> 緊急 <input checked="" type="checkbox"/> その他（各課等、裁判所、行政機関、弁護士 ）
保管の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 帳票 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 磁気テープ <input type="checkbox"/> マイクロフィルム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内LAN上のファイルサーバーの磁気ディスク <input type="checkbox"/> その他（ ）
記録されて いる文書等 の保存期間	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 10年 <input checked="" type="checkbox"/> 長期 <input type="checkbox"/> その他（ ）

令和元年度第1回の会議で指摘のあった個人情報取扱業務の登録について

- 1 本年6月28日に開催した令和元年度第1回会議において諮問した「訴訟、あっせん、調停、仲裁、和解及び不服申立てに関する業務」については、同日、次の答申がなされた。

答申 訴訟、あっせん、調停、仲裁、和解及び不服申立てに関する業務に関し、諮問どおり業務を行って差し支えないが、市が保有する全ての個人情報の目的外利用ができるとの誤解を生むことがないよう、事務局において登録票の文言を修正した上で登録し、次の会議において報告すること。

- 2 同日の会議の議事においても、委員からは、この登録では実施機関が取り扱う個人情報の範囲に制限がなく、必要がない個人情報を取り扱うことになるのではないかという趣旨の意見があったところである。

- 3 この答申及び意見を踏まえ、事務局において登録の内容を次のように修正し、左に掲げるとおり登録したので報告する。

変更箇所	諮問した字句	変更後
収集する個人情報の項目	市の実施する <u>全ての業務</u> で保有する個人情報のうち、訴訟、あっせん、調停、仲裁、和解及び不服申立てに <u>適正に対応するために必要な部分の</u> 個人情報	市の実施する_____業務で保有する個人情報のうち、訴訟、あっせん、調停、仲裁、和解及び不服申立てに <u>適正に対応するために必要かつ最小限の個人情報、訴訟等の相手方から提供される個人情報</u>